

岐阜県の自動車運送事業者の皆様へ

## 「事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と 点検整備実施の徹底について」

事業用自動車の自動車検査証有効期間の確認と点検整備の実施については、従来からあらゆる機会を通じて徹底を図ってきたところですが、今般、管内の自動車運送事業者が交通事故を惹起した際、当該車両の自動車検査証の有効期間満了日を超えて運行していた事実、いわゆる「車検切れ」状態で運行していたことが発覚しました。

車検切れ状態で運行することは、交通安全、環境保全及び法令遵守の体制に疑念を抱かれるだけでなく、無保険状態での運行となるなど、公共の福祉を阻害することとなり、公共の輸送に係る自動車運送事業でこのような事態が発生したことは誠に遺憾です。

つきましては、同種事案の再発防止を図るため、計画的な継続検査及び定期点検整備の実施するよう下記事項について徹底をお願いします。

### 記

1. 自動車検査証の有効期間を把握するため、以下を参考に対策を講じるなど自動車検査証有効期間の確認を徹底すること
  - (1) 始業点呼や日常点検時に自動車検査証の有効期間満了日の確認を行う
  - (2) 車室内に自動車検査証の有効期間満了日を表示する
  - (3) 点呼場等の執務室内に自動車検査証の有効期間満了日一覧や定期点検整備計画表等を掲示し、運行管理者及び運転者による確認体制を構築する
  - (4) 車検を外部に委託した場合など、納車時に自動車検査証の有効期間満了日が更新されていることを確認する
2. 整備管理者は、自動車の点検及び整備の実施状況を把握するため、以下を参考に対策を講じるなど車両管理体制を徹底すること
  - (1) 定期点検時期の管理は、定期点検整備計画表を作成して車両ごとの定期点検実施状況を把握し、整備事業者任せることなく、自ら車両管理体制を構築して運用する
  - (2) 点検整備計画は、自動車検査証の有効期間満了日に合わせて、点検時期を計画し、事故や車両故障の未然防止に効果的な時期を考慮して作成する
  - (3) 定期点検の実施結果は、組織的にチェックし、管理体制の強化を図る